Ⅲ 砂糖関係業務

- 1 輸入指定糖関係決定価格等
- (1)調整率及び二次調整金

平成23砂糖年度に適用される砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下、「価格調整法」という。)第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(輸入指定糖調整率)及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額(二次調整金)は、平成23年9月30日に次のように告示された。

- 輸入指定糖調整率 100分の37.00 (100分の36.00)
- 二次調整金 1,000キログラムにつき26,417円 (25,335円)
- (注) ()内は平成22砂糖年度の数値である。
- (2)機構買入価格(平均輸入価格)

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、同法第6条及び同法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、3カ月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表14)

平均輸入価格

適用期間の初日前10 日から過去90日間の NY粗糖先物価格の 平均額±糖度調整等 産地→日本 運賃、保険料、輸入諸 掛り、プレミアム等

平均輸入価格

- (注) 平成23年6月まではNY現物価格を基準に、7月からはNY先物価格を 基準に算定することに変更された。
- 適用期間 平成23年4月1日から6月30日まで
 - 1,000キログラムにつき 71,090円 (平成23年3月29日告示)
- ・適用期間 平成23年7月1日から9月30日まで
 - 1,000キログラムにつき 58,750円 (平成23年6月28日告示)
- ・適用期間 平成23年10月1日から12月31日まで
 - 1,000キログラムにつき 65,430円 (平成23年9月28日告示)
- ・適用期間 平成24年1月1日から3月31日まで
 - 1,000キログラムにつき 56,040円 (平成23年12月28日告示)
- (3)機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格と その輸入申告の時に適用される平均輸入価格との差額に輸入指定糖調整率および 輸入指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4)指定糖調整金軽減額

価格調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額(指定糖調整金軽減額)は3カ月ごとに次のように告示された。

- ・ 適用期間 平成23年4月1日から6月30日まで
 - 1,000キログラムにつき 0円 (平成23年3月29日告示)
- ・ 適用期間 平成23年7月1日から9月30日まで

- 1,000キログラムにつき 0円 (平成23年6月28日告示)
- ・ 適用期間 平成23年10月1日から12月31日まで

1,000キログラムにつき 0円 (平成23年9月28日告示)

・ 適用期間 平成24年1月1日から3月31日まで

1,000キログラムにつき 0円 (平成23年12月28日告示)

表14 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位:円/トン)

		NY11の平均値						
年	区分四半期	90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/MT)	平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
平成23年	4~6月	35. 32	64, 925	71, 090	29, 380	0	29, 380	100, 470
	7~9月	28. 61	52, 244	58, 750	33, 822	0	33, 822	92, 572
	10~12月	29. 03	50, 538	65, 430	32, 475	0	32, 475	97, 905
平成24年	1~3月	24. 95	43, 057	56, 040	35, 949	0	35, 949	91, 989

- (注) 1 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4~9月 (平成22砂糖年度) においては25,335円が、10~3月 (平成23砂糖年度) においては26,417円が加算される。
 - 2 平成23年4~6月はNY現物価格を基準に、7月からはNY先物価格を基準に算定することに変更された。

2 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び二次調整金

平成23砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(異性化糖調整率)及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額(異性化糖二次調整金)は、平成23年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき170,751円 (169,481円)
- ・異性化糖調整率 100分の15.00 (100分の14.15)
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき490円 (484円)
 - (注) () 内は平成22砂糖年度の数値である。
- (2)機構買入価格(平均供給価格)

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあっては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあっては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とさており、同法第12条及び同法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3カ月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表15)

- ・適用期間 平成23年4月1日から6月30日まで
 - 1,000キログラムにつき121,454円 (平成23年3月29日告示)
- ・適用期間 平成23年7月1日から9月30日まで
 - 1,000キログラムにつき124,362円 (平成23年6月28日告示)
- ・適用期間 平成23年10月1日から12月31日まで
 - 1,000キログラムにつき125,486円 (平成23年9月28日告示)
- 適用期間 平成24年1月1日から3月31日まで
 - 1,000キログラムにつき121,842円 (平成23年12月28日告示)

(3) 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を同法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3カ月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表15)

- ・ 適用期間 平成23年4月1日から6月30日まで
 - 1,000キログラムにつき121,548円 (平成23年3月29日告示)
- ・ 適用期間 平成23年7月1日から9月30日まで
 - 1,000キログラムにつき114,723円 (平成23年6月28日告示)
- ・適用期間 平成23年10月1日から12月31日まで
 - 1,000キログラムにつき120,078円 (平成23年9月28日告示)
- ・ 適用期間 平成24年1月1日から3月31日まで
 - 1,000キログラムにつき114,702円 (平成23年12月28日告示)

表15 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位:円/トン)

年度	年月	区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平	平成 22	平成23年4~6月	191 454	191 E40	94	191 E40
成	砂	平成23年4~6月	121, 454	121, 548	94	121, 548
	糖					
23	年	7~9月	124, 362	_	_	114, 723
	度					
事	平成					
業	23	10~12月	125, 486	_	_	120, 078
	砂					
年	糖					
度	年	平成24年1~3月	121, 842	_	_	114, 702
	度					

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 - 2 平成23事業年度の $7\sim9$ 月期、 $10\sim12$ 月期、 $1\sim3$ 月期は平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
 - 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が加算される。

平成23年4月~9月…484円 平成23年10月~平成24年3月…490円

(4)機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあってはその移出の時に、輸入異性化糖にあってはその輸出申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3カ月ごとに算定されることとなっている。

なお、価格調整法第11条第1項ただし書きの規定により異性化糖平均供給価格

が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないため、 平成23事業年度の7~9月期、10~12月期及び1~3月期においては機構売戻価格は算定されなかった。

3 輸入指定糖に関する業務

(1)概要

平成23事業年度における輸入指定糖に関する業務は、平均輸入価格が全期間を通じて砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買を行った。

ア粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は145万8444トン(1,027件)、売買差額は507億1905万9千円、条件付きのものの売買契約数量は5,806トン(113件)であった。

イ 粗糖以外の売買

粗糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万7239トン(925件)、売買差額は6億104万7千円、条件付きのものの売買契約数量は2,379トン(11件)であった。

(単位: kg・円)

50, 719, 058, 608

(2) 売買契約実績

1, 140

1, 464, 249, 344

113

ア粗糖

区分 うち条件付きのもの うち条件付きでないもの 年月 件 数 件 数 件 数 売買差額 (調整金) 平成23年 4月 140, 324, 710 589, 347 139, 735, 363 13 94 4, 092, 851, 742 5月 74 109, 126, 931 5 77, 949 69 109, 048, 982 3, 246, 999, 090 159, 259, 133 909, 806 119 158, 349, 327 6月 135 5, 517, 193, 229 16 7月 95 146, 636, 569 9 543, 521 86 146, 093, 048 4, 941, 161, 810 8月 84 119, 152, 590 11 516,827 73 118, 635, 763 4,028,298,771 9月 111, 138, 729 110, 585, 929 99 8 552,800 91 4, 249, 778, 559 10月 102 151, 452, 263 475, 596 91 150, 976, 667 4, 902, 967, 262 11 11月 131, 416, 024 466, 332 85 130, 949, 692 4, 252, 601, 280 91 6 12月 116 138, 878, 907 12 475,666 104 138, 403, 241 5, 738, 885, 588 平成24年 1月 100, 697, 316 9 417, 527 77 100, 279, 789 3, 604, 958, 135 86 2月 69 68, 168, 375 7 524, 905 62 67, 643, 470 2, 498, 636, 175 3月 82 87, 997, 797 6 255, 236 76 87, 742, 561 3, 644, 726, 967

5, 805, 512

1,027

1, 458, 443, 832

イ 粗糖以外

(単位: kg・円)

	区分	糸	卷 数	うち	条件付きのもの		うち条件付き		備考
年月		件 数	数量	件 数	数量	件 数	数量	売買差額(調整金)	1/用 有
平成23	年4月	77	949, 922	2 1	216, 567	76	733, 355	18, 107, 551	
	5月	65	927, 66	1	216, 153	64	711, 508	22, 509, 057	
	6月	57	915, 23	1	215, 874	56	699, 360	20, 893, 095	
	7月	83	1, 092, 24	3 2	432, 153	81	660, 095	17, 561, 001	
	8月	91	1, 269, 90	5 1	216, 477	90	1, 053, 428	36, 615, 662	
	9月	68	853, 33	7 1	216, 477	67	636, 860	22, 948, 493	
	10月	84	780, 493	3 1	216, 486	83	564, 007	14, 354, 730	
	11月	77	633, 163	0	0	77	633, 163	24, 231, 427	
	12月	94	792, 55	0	0	94	792, 553	27, 135, 262	
平成24	年1月	82	1, 109, 24	2	432, 864	80	676, 376	17, 847, 616	
	2月	78	9, 590, 97	9 1	216, 396	77	9, 374, 583	354, 392, 711	
	3月	80	703, 75	1 0	0	80	703, 754	24, 450, 187	
合	計	936	19, 618, 489	9 11	2, 379, 447	925	17, 239, 042	601, 046, 792	

4 異性化糖に関する業務

(1)概要

平成23事業年度における異性化糖に関する業務は、異性化糖平均供給価格が平成23年4~6月期において異性化糖標準価格を下回ったため、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、国内産異性化糖、輸出用異性化糖及び輸入異性化糖等は機構売買の対象となったが、平成23年7~9月期、10~12月期、平成24年1~3月期については、異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定により機構売買の対象とならなかった。

ア 国内産異性化糖

国内産異性化糖の売買契約数量は、24万9145トン(標準異性化糖換算数量)、 売買差額は3172万7千円となった。

また、規格区分別に見ると、果糖含有率40%未満のもの1,329トン、40%以上50%未満のもの67,553トン、50%以上60%未満のもの17万2656トン及び60%以上のもの14,690トンとなっており、50%以上60%未満のものが全体の約69%を占めている。

イ 輸出用異性化糖

輸出用異性化糖の売買契約数量は52トン(標準異性化糖換算数量)、契約解除数量157トン(前年からの繰越数量105トンを含む)で、契約未解除数量は0トンとなった。なお、全量が果糖含有率60%以上のものであった。

ウ輸入異性化糖及び混合異性化糖

輸入異性化糖の売買契約数量は1トン(標準異性化糖換算数量)となり、売買差額は500円となった。

また、混合異性化糖の売買はなかった。

(2) 売買契約実績

ア 国内産異性化糖

(単位: kg・円)

							(単位:kg・円)
規格年月	果糖含有率 40%未満	果 糖 含 有 率 40%以上50%未満	果 糖 含 有 率 50%以上60%未満	果糖含有率 60%以上	슴 計	標準異性化糖換算数量	売 買 差 額 (調整金)
平成23年4月	522, 543	22, 830, 341	54, 671, 534	4, 999, 221	83, 023, 639	80, 624, 980	7, 584, 140
5月	368, 318 (64, 237)	21, 715, 886 (3, 973, 848)	55, 443, 596 (11, 440, 429)	4, 329, 697 (1, 595, 827)	81, 857, 497 (17, 074, 341)	79, 352, 179 (1, 728, 073)	7, 464, 119 (9, 902, 303)
6月	438, 183	23, 007, 051	62, 541, 165	5, 360, 714	91, 347, 113	89, 167, 363	16, 678, 393
7月	-	-	-	-	-	-	_
8月	-	-	-	-	_	-	_
9月	1	-	-	-	=	-	_
10月	_	_	_	-	_	-	_
11月	_	_	_	_	_	_	_
			_				_
12月		-	_	-	_	-	-
平成24年1月	-	-	-	-	_	-	-
2月	_	_	_	-	-	_	_
3月	_	_	_	_	-	_	_
合 計	(64, 237) 1, 329, 044	(3, 973, 848) 67, 553, 278	(11, 440, 429) 172, 656, 295	(1, 595, 827) 14, 689, 632	(17, 074, 341) 256, 228, 249	(1, 728, 073) 249, 144, 522	(9, 902, 303) 31, 726, 652
	1,000,011	01,000,210	1.5,000,500	11,000,000	200,220,210		01, 100, 000

- (注) 1. () 内の数値は、法第25条第1項に該当するもので内数。
 - 2. 平成23事業年度の7~3月については異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超えているため機構売買は行われていない。

イ 輸出用異性化糖

(単位: kg・円)

区分	売	買契	約	契	約 解	除	輸	出 取	止	残		高
	<i>7</i> L		λ, 2			1517	1449	1	ш.	/,	1-1-1/6 FF 1-1 - 11	lei)
	数 量	標準異性化	売買差額	数量	標準異性化	売買差額	数量	標準異性化	売買差額	数 量	標準異性化	売買差額
年月	» <u> </u>	糖換算数量	(調整金)	» <u> </u>	糖換算数量	(調整金)	- X	糖換算数量	(調整金)	<i>"</i> ±	糖換算数量	(調整金)
前年度繰越	-	1	-	-	-	1	-	-	Ī	64, 000	104, 704	408, 384
平成23年4月	16, 000	26, 176	2, 464	-	-	-	-	-	-	80,000	130, 880	410, 848
5月	16, 000	26, 176	2, 464	-	ı	1	-	_	l	96, 000	157, 056	413, 312
6月	-	1	1	80, 000	130, 880	410, 848	-	_	l	16, 000	26, 176	2, 464
7月	-	1	1	-	ı	1	-	_	l	16, 000	26, 176	2, 464
8月	-	1	1	16, 000	26, 176	2, 464	-	_	I	0	0	0
9月	-	ı	-	-	I	ı	-	-	I	İ	_	-
10月	-	1	1	-	ı	1	-	_	l	İ	-	-
11月	-	1	1	-	ı	1	-	_	I	İ	_	-
12月	-	ı	-	-	ı	ı	-	-	ı	ı	-	-
平成24年1月	-	1	1	-	ı	1	-	_	l	İ	-	-
2月	-	İ	-	-	-	1	-	_	I	ı	-	-
3月	-	ı	-	-	ı	ı	-	-	Ī	I	_	_
合 計	32, 000	52, 352	4, 928	96, 000	157, 056	413, 312	-	-	-	0	0	0

⁽注) 平成23事業年度の7~3月については異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超えているため機構売買は行われていない。

ウ 輸入異性化糖

(単位: kg・円)

								(十四:16 11)
規格	果糖含有率	果糖含有率	果糖含有率	果糖含有率	合	計	標準異性化糖	売買差額
年月 ~	40 % 未 満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60 % 以上		PΙ	換 算 数 量	(調整金)
平成23年4月	-	-	656	-		656	656	59
5月	-	_	_	_		-	-	-
6月	_	-	(750) 750	-		750) 750	(750) 750	(413) 413
7月	-	_	-	-		-	-	-
8月	_	_	_	_		_	_	_
9月	_	_	_	_		_	_	_
10月	_	_	_	_		_	_	_
11月	_	_	_	_		_	-	-
12月	_	_	_	_		_	_	_
平成24年1月	_	_	-	_		_	-	-
2月	_	_	_	_		_	_	_
3月	_	_	_	_		-	_	_
合 計	_	-	(750) 1,406	-	(1	750) ,406	(750) 1,406	(413) 472

⁽注)

^{1. ()} 内の数値は、法第25条第1項に該当するもので内数。 2. 平成23事業年度の7~3月については異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超えているため機構売買は行われていない。